

## 住宅の耐震改修やブロック塀撤去の費用を助成します

●申し込み・問い合わせ 役場都市計画課 建築係 ☎096(293)4011

申請期間 **5月15日(木)～9月30日(火)**

※期限前でも予算がなくなり次第、受け付けを終了します。

### 1 診断士派遣事業 戸建木造住宅耐震

目視と図面などで診断する一般診断方法により住宅の地震に対する強さを診断します。

- 対象住宅 戸建て木造住宅 次の①～⑤全てに該当するもの
  - ①大津町内に所在する戸建木造住宅で、現に居住しているもの
  - ②在来軸組工法、枠組壁工法または伝統的工法で建築された地上階数が3階以下のもの
  - ③平成12年5月31日以前に着工したもの、または平成28年熊本地震で被災したもの
  - ④原則として、建築基準法に係る違反のないもの
  - ⑤これまでに県または町などから同様の補助を受けて耐震診断を実施していないもの
- 診断費用 2,500円 ※別途、振込手数料が必要です。
- 診断者 指定派遣機関が選定した耐震診断士

①について  
詳しくは  
こちら▶



### 2 戸建木造住宅耐震改修等事業補助金

今年度から補助対象と補助額を拡充します。

- 対象建築物 次の①～⑤全てに該当するもの
  - ①大津町内に所在する戸建木造住宅で、現に居住しているもの
  - ②耐震診断の結果、上部構造評定が1.0以下のもの
  - ③在来軸組工法、枠組壁工法または伝統的工法で建築された地上階数3階以下のもの
  - ④平成12年5月31日以前に着工したもの、または平成28年熊本地震で被災したもの
  - ⑤原則として、建築基準法に係る違反のないもの
- 対象事業・補助金額

②について  
詳しくは  
こちら▶



補助事業	補助率	補助上限額	備考
耐震改修設計+耐震改修工事	9/10	157.5万円	昭和56年5月以前に着工または高齢者などが居住する住宅
	53/60	132.5万円	平成12年5月以前に着工
	8/10	115万円	平成12年6月以降に着工
建替え設計+建替え工事	9/10	157.5万円	昭和56年5月以前に着工または高齢者などが居住する住宅
	53/60	132.5万円	平成12年5月以前に着工
	8/10	115万円	平成12年6月以降に着工
耐震改修設計	2/3	20万円	
耐震改修工事	1/2	60万円	
シェルター工事	1/2	20万円	

※申請者の費用負担が発生します。  
※建て替えは、一定の省エネ基準を満たすこと。  
※補助事業により要件が異なるので詳しくはお問い合わせください。

### 3 ブロック塀撤去補助金

町では地震発生時における人身事故の防止と避難経路の確保を目的に、危険なブロック塀などの撤去に掛かる費用を一部補助します。

- 対象 次の①～④全てに該当するもの
  - ①避難路に面したブロック塀など
  - ②ブロック塀などが面する道路面からの高さが80cm以上のもの
  - ③ブロック塀などの高さが60cm以上のもの
  - ④点検表に不適合があり、安全性が確保できないもの
- 対象者 避難路に面する危険なブロック塀などを所有する人  
※所有者以外が申し込む場合は、所有者の同意書が必要
- 補助金額 上限20万円  
1敷地当たり次のいずれか低い額
  - ・ブロック塀など撤去工事に要する費用の2/3
  - ・撤去するブロック塀などの長さ×12,000円/mを乗じて得た額
 ※既に工事が終了しているもの、既に倒れているブロック塀は対象外です。  
※申請者の費用負担が発生します。他にも条件があるのでお問い合わせください。

③について  
詳しくは  
こちら▶



## 空き家の解体費用を一部補助

●問い合わせ 役場総合政策課 地域づくり推進係 ☎096(293)3118

- 申請期間 5月12日(月)～6月6日(金)
- 補助金額 上限50万円
- 補助対象者 ①か②を満たす人
  - ①老朽危険空き家などの所有者またはその相続人(法人などを除く)
  - ②老朽危険空き家などが所在する敷地の所有者またはその相続人
- 補助金申請の流れ
  - ①事前調査(補助対象の有無の判定)  
町の要綱に基づき、外観目視の調査により老朽化の程度、危険度の判定を行います。判定により補助の対象とならない場合があります。
  - ②補助金の交付申請
  - ③補助金の交付決定  
交付決定を受けた後に、解体実施業者と契約してください。
  - ④解体工事
  - ⑤工事の審査・現地調査
  - ⑥補助金の確定・支払い  
事業の完了期限は、令和8年1月31日(土)です。

詳しくは  
こちら▶



## 大津で「走る！スマホ教室」5月のスケジュール

●問い合わせ 役場総務課 行革・デジタル推進係 ☎096(293)3111

講座名	内容
①スマホを触ってみよう	基本操作・地図・カメラ
② iPhone(入門編)	画面の見方・電話・文字入力・メール
③ Android(入門編)	
④ iPhone(基礎編)	地図を使った基本操作・ルート検索
⑤ Android(基礎編)	カメラ撮影・動画の撮影・QRコード読み取り
⑥ iPhone(応用編)	インターネット・音声操作・アプリ追加
⑦ Android(応用編)	
⑧スマホのセキュリティ	よくある不安・詐欺の手口・安全な使い方
⑨LINEでコミュニケーション	LINEの使い方・大津町公式LINEアカウントの登録方法
⑩アプリでネットショッピング	商品の探し方・注文や支払い方法
⑪スマホ決済	スマホ決済とは・不安要素と対処法・アプリ登録
⑫始めよう！災害の備え	防災対策・情報収集・おススメの防災アプリ
⑬e-Taxの利用方法	確定申告や各種手続きを行うことができる「e-Tax」の利用方法

- 対象 町在住または町在勤の人
- 費用 無料
- 定員 各回3人(先着順)
- 申込方法 開催日の3日前までに予約してください。

**予約はこちらから！**  
**0800(111)9442**

受付時間 午前9時～午後5時  
※土日祝日も受け付けできます。

**スマホ教室が  
どこでも駆け付けます！**

※出張するには条件があるため、まずはお問い合わせください。

	期日	場所	11:00～12:00	12:30～13:30	14:30～15:30	16:00～16:45
5月	13日(火)	イオン大津店 北側広場	①スマホを触ってみよう	⑫始めよう！災害の備え	⑪スマホ決済	個別相談 (要予約)  スマホのことなら 何でもご相談 ください！
	20日(火)	大津町役場 庁舎前広場	⑨LINEで コミュニケーション	⑧スマホのセキュリティ	③Android(入門編)	
	27日(火)	イオン大津店 北側広場	⑩アプリで ネットショッピング	⑤Android(基礎編)	⑦Android(応用編)	
6月	3日(火)	おおづ図書館 北側駐車場	⑫始めよう！災害の備え	⑩アプリで ネットショッピング	⑨LINEで コミュニケーション	